

農林漁業者の皆様へ

6次産業化の認定を目指しませんか！

農林漁業者の皆様が6次産業化の認定を受けることで、以下のメリットがあります。

専門家の支援

- 6次産業化プランナーが6次産業化に取り組む農林漁業者の皆様^{に無料}で相談に乗ります（認定が要件ではないのでお気軽に御相談ください。）。

相談例)

- ・農林水産物を活用した新商品開発に関するアドバイスや取組のフォローアップ
- ・新商品の販路開拓やブランディング等の専門分野に関するアドバイス

融資の特例

- 日本政策金融公庫等から融資の特例措置を受けることができます（農業改良資金、林業・木材産業改善資金等）。

例)

資金名：農業改良資金

金利：無利子

償還期限：通常10年以内が特例で12年以内に延長

限度額：個人 5,000万円

法人・団体

1億5,000万円

認定証の交付



- 総合化事業計画の認定を受けられた方には認定証を交付いたします。

- 認定証は6次産業化への取組のPRとなります！！

食料産業・6次産業化交付金（加工・直売施設整備）

- 6次産業化の事業展開に必要な農林水産物の加工・販売等の施設整備を行う場合、費用の一部（交付率：3/10以内※、上限1億円）の支援を受けることができます。



加工場に対する補助の例

※ 中山間地農業ルネッサンス事業または市町村戦略に基づく取組の場合、最大1/2以内の支援が受けられます。

総合化事業計画の認定のための審査とは別に、交付金の交付を受けるための審査が必要となります。

農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）による出資等の支援

- 6次産業化の取組に必要な資金について、ファンドからの出資等の支援が受けられます。
- 事業に必要な用途であれば、用途の限定はなく、出資後に様々な経営支援を受けることが可能です。



A-FIVEによる出資を受け行った設備投資の例

総合化事業計画の認定のための審査とは別に、A-FIVEの審査をクリアする必要があります。

お問い合わせ先：農林水産省 北海道農政事務所 生産経営産業部
事業支援課 電話番号：011-330-8810